

議案第6号

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が施行されること等に
伴い、富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公
費負担に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（富津市長の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条の見出し中「手続」を削り、同条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者（富津市長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。）は、同条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定

する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第2条 富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「富津市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（富津市長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。）」を削り、「同条」を「第8条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「第1条施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年3月1日（以下「第2条施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、第1条施行日以後その期日を告示される富津市長の選挙について適用し、第1条施行日の前日までにその期日を告示された富津市長の選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、第2条施行日以後その期日を告示される富津市議会議員の選挙について適用し、第2条施行日の前日までにその期日を告示された富津市議会議員の選挙については、なお従前の例による。